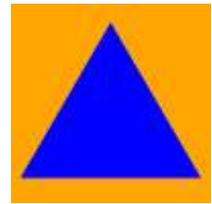


あってはならないことに対する万一の備え



このマークは、国民保護措置を行う人などを識別するためのもので、ジュネーブ諸条約追加議定書Ⅰで定められた国際的な標章です。

武力攻撃や大規模テロなどから

身を守るために

国民保護とは

平成16年9月、わが国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が施行されました。

佐倉市ではこの法律に基づき、平成19年2月に「佐倉市国民保護計画」を策定しました。

もし、万一、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市は国・県・関係機関と連携して避難や救援などを行い、被害の最小化に努めます。

対象とする事態

武力攻撃事態

- 陸上部隊による侵攻
- 弾道ミサイルによる攻撃
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- 航空機による攻撃

緊急処理事態

- 可燃性ガス貯蔵施設の爆破など
- 大規模集客施設や駅の爆破など
- 生物剤や化学剤の大量散布など
- 航空機による自爆テロなど

警報等が発令されたら・・・

武力攻撃・大規模テロの
発生または兆候

国

- 警報の発令
- 避難措置の指示

県

- 警報の通知
- 避難の指示

佐倉市

- 警報の伝達
サイレン※、防災行政無線、広報車などにより伝達
- 避難の指示の伝達、避難住民の誘導
市、警察、消防機関、自衛隊などによる避難誘導

※サイレン音については、国民保護ポータルサイトにてサンプル音を確認いただけます。

<http://www.kokuminhogo.go.jp>

放送事業者

住民のみなさま

①まずは身の安全の確保！

屋内では…

- ・ドアや窓を全部閉めましょう。
- ・ガスの元栓を閉め、水道、換気扇を止めましょう。
- ・窓ガラスから離れて座りましょう。



屋外では…

- ・近隣の頑丈な建物の屋内に避難しましょう。
- ・自動車を運転中の場合は、緊急車両の妨げにならないよう、道路外または道路の左側端に止めましょう。



②落ち着いて情報収集を！

- ・警報、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる各種情報の収集に努めましょう。



③落ち着いて行動を！（避難の指示）

- ・避難の経路や手段などについては、市、警察、消防などの行政機関からの指示に従い避難しましょう。
- ・電気のブレーカーを切ってから避難しましょう。
- ・家の戸締まりをし、非常持ち出し品を持参しましょう。
- ・避難するときは、近所の人にも声をかけましょう。

佐倉市内での避難



市（県）の区域を越える避難



身の回りで急な爆発が起こったら…

①まずは身の安全の確保！

- ・姿勢を低くしましょう。
- ・周囲で物が落下している場合は、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- ・その後、爆発が起こった場所からできる限り速やかに離れましょう。
- ・火災が発生した場合、口と鼻をおさえ、できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。

②落ち着いて行動を！

③協力しあって避難・救護

避難時に気をつけていただきたいこと

事態によって避難の方法が異なります。
行政機関から指示があったら、その指示に従い避難しましょう。

●陸上部隊による侵攻の場合

- 予測によるあらかじめの避難が想定されます。
- また、広範囲の地域の方が遠方への長期にわたる避難をすることも想定されます。



●ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- 突発的な被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難しましょう。



●弾道ミサイルによる攻撃の場合

- 攻撃当初は屋内（近隣の頑丈な建物など）に避難しましょう。



●航空機による攻撃の場合

- 屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。攻撃当初は屋内（近隣の頑丈な建物など）に避難しましょう。



●化学剤・生物剤・核物質使用のおそれがある場合

■安全な地域に避難しましょう！

屋外では…



- 周囲で異臭（化学剤には無臭のものもあります）や異変を感じたら、口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れましょう。

■室内を密閉しましょう！

屋内では…



- 窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。

■汚染物を取り除きましょう！

- 衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体を良く洗いましょう。
- 化学剤においては、汚染物質に触れないよう、頭からかぶる服を着ている場合には、はさみ等を使用して切り裂いてからビニール袋に密閉します。



市が実施する措置

避難・救援に関する措置について

- 警報・避難指示の伝達
- 避難住民の誘導
- 安否情報の収集、照会への回答
- 避難施設等の設置
- 食品・飲料水・生活必需品の提供
- 医療の提供
- 被災者の捜索及び救出 など
- ※ 高齢者・障害者・乳幼児・病人の方に対しては特に配慮します。

その他

- 警戒区域の設定、及び退避の指示
- 消防機関と連携した消防に関する措置
- 避難施設等における保健衛生対策
食品・飲料水の衛生的な確保
廃棄物処理対策等の実施
- 生活基盤等の確保 など

みなさまのご協力をお願いします！

住民の避難や被災者の救助など、国民保護の措置の実施に関し、みなさまにご協力をお願いすることがあります。

● 住民の避難や救援の援助



● 避難に関する訓練への参加



● 消火活動、負傷者の搬送被災者の救助などの援助



● 保健衛生の確保に関する措置の援助 (保健所作成のパンフレット配布など)



動物などの大量死、不審な人物などを見かけたら・・・

市役所：484-1111

消防：119番

警察：110番



適切な措置を迅速に行うためには、
みなさま一人ひとりの情報が
重要です

- みなさまのご協力は任意であり、強制することはありません。
- みなさまにご協力を要請する場合は、安全の確保に十分配慮します。
- 住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行うように努めます。

このパンフレットに関するご意見やお問い合わせは・・・

佐倉市 危機管理課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 【電話】 043(484)6131
【Eメール】 bosai@city.sakura.lg.jp

国民保護のしくみに関する詳しい情報は以下のホームページでご覧になれます。

- ◆国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ◆総務省 消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

※国民保護ポータルサイトについては、佐倉市のホームページからもご覧になれます。
<http://www.city.sakura.lg.jp/>